茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長 (公印省略)

宅地造成及び特定盛士等規制法に係る申請手数料について(通知)

本県の開発行政の推進につきましては、日頃より特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

茨城県手数料徴収条例(平成12年茨城県条例第9号)が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。)に係る下記の手数料が新設されましたので、貴会員等にご周知下さいますようお願いいたします。

記

- 1 新設される申請手数料
 - ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料
 - ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更許可申請手数料
 - ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料
 - ・土石の堆積に関する工事許可申請手数料
 - 十石の堆積に関する工事変更許可申請手数料
- 2 施行日

令和7年4月1日

3 その他

盛土規制法の規制に関する情報につきましては、以下の茨城県 HP をご確認願います。 https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/

お問合せ先

茨城県土木部都市局建築指導課 宅地担当

TEL: 029-301-4732 FAX: 029-301-4739 E-mail: kenshi4@pref.ibaraki.lg.jp